参考資料1

環境影響評価制度及び事業概要等について (山辺・県北西部広域環境衛生組合 ごみ処理施設建設事業)

## 1. 環境影響評価制度 環境影響評価制度とは、事業者が、開発事業の内容を決めるにあたって、 それが環境に及ぼす影響について、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、 その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて 環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。 ■県条例に基づく手続きフロー 記慮者: 彼教宗を設定し重大な環境影響に終って 信易な手法で調査、予測、評価した図書 一般意見 市町村長意見 知事意見 環境審議会意見 一般意見 方法書:どのような項目をどのような方法で 調査・予測・評価するかを示した図書 市町村長意見 知事意見 調査・予測・評価の実施、環境保全措置の検討 環境審議会會見 一般意見 準備書:調査・予測・評価、環境保全対策の検討の結 果を示し、事業者の考えを取りまとめた図書 市町村長意見 知事意見 環境審議会意見 評価書: 事業者が準備書に対する意見を検討し、 必要に応じ準備書の内容を修正した図書 事業着手(着手後は環境保全措置の実施状況を知事に報告)

## 配慮書について

事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとする 者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしな ければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書

(環境省「環境アセスメント制度のあらまし」)

平成23年 4月 環境影響評価法の一部を改正する法律(配慮書手続き規定) 平成25年 4月 改正環境影響評価法施行 平成25年10月 奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例 公布

(配慮書手続き規定) 平成27年 4月 改正奈良県環境影響評価条例施行

## 配慮書について

## 配慮書手続きの要点

①事業における複数案の設定

②当該事業における環境の保全のために配慮されるべき事項 (計画段階配慮事項)の検討

- 複数案とは、「事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現
- 事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は 配置・構造に関して複数案から 1 案に絞り込むプロセスの 1 つとして環境面 の検討を行うもの。
- 基本的には既存資料により、調査、予測、評価を実施

※施設の設置、稼働に係る各影響評価項目は、準備書以降にて調査手法の検討、調査、評価を実施

(今回審議いただく内容について)			
配慮書	方法書	準備書	評価書
・事業計画 (事業目的、事業 内容) ・複数薬の設定 ・計画皮階配慮事項 の設定 (既存資料による、調査、予測、評価)	・事業計画 (事業目的、事業内 容) ・関係法令の整理 ・地域の概況 (氏存資料による) 自然的状況 (大質等) の整 社会的状況 (人口、産業、土地 利用等) の整理 ・評価項目の選定 ・調査、予測及び評価 の方法	・環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 ・環境保全措置 ・事後調査 ・総合評価	・環境影響評価の結果 調査結果 予別結果 ・環境保全措置 ・事後調査 ・総合評価
配慮書の知事意見	方法書の知事意見	準備書の知事意見	

事業概要				
(1)経緯等				
ており、組合構成市町本 する焼却施設(可燃ごみ 粗大及び資源ごみ処理)	竟衛生組合は県北西部の2市7町1村で構成され 村内で発生するごみを安定的かつ効率的に処理 外処理)および粗大・リサイクル施設(不燃・ を整備することを目的として、天理市が都市 安を計画するものである。			
(2)事業者名				
天理市(都市計画決定権者)				
(3)事業名				
山辺・県北西部広域環境	山辺・県北西部広域環境衛生組合 ごみ処理施設建設事業			
(4)事業区域				
焼却施設	天理市岩屋町459番2 外2筆			
粗大・リサイクル施設	天理市櫟本町3235番1 外46筆			
(5)事業面積				
焼却施設	約2.5ha(うち施設建設用地約1.3ha)			
粗大・リサイクル施設	約2.2ha			
	-5-			







